

## **[春日井市市民課手提げ袋（転入用）提供者募集要項]**

市民課及び各出張所で転入届をした人へ配布する案内などを入れるための広告入り手提げ袋の提供者を募集します。

### **【手提げ袋の設置期間及び場所】**

#### 1 設置期間

平成 22 年 7 月 1 日（木）から納入枚数がなくなるまで

#### 2 設置場所

春日井市役所及び各出張所（東部市民センター、坂下出張所、味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター）

### **【手提げ袋の規格】**

#### 1 強度

次の配布物（約 400 g）の持ち運びに十分な強度があること。

- (1) 広報春日井保存ファイル及び広報春日井最新号（A 4 判）
- (2) 医療機関マップ（縦 30.6 cm×横 23.0 cm）
- (3) シティ・マップ（A 4 サイズに折込）
- (4) 各課のパンフレット、お知らせ等

#### 2 大きさ

縦 34.0cm×横 32.0cm×マチ 8.0cm 以上又は縦 32.0cm×横 34.0cm×マチ 8.0cm 以上であること。

※大きさについては、入札後、改めて調整します。

### **【広告掲載】**

#### 1 掲載位置

広告の掲載位置は、手提げ袋の表面及び裏面とする。

#### 2 掲載面積

広告の掲載面積は、1 面につき掲載面の 7 割程度とする。

#### 3 その他

手提げ袋には、広告のほか次の内容を掲載することとする。

- (1) 市章又は道風くんのイラスト
- (2) 「ようこそ春日井へ」等の言葉
- (3) 手提げ袋の提供者に関すること

※デザイン、掲載内容及び位置等の詳細は、入札後、改めて調整します。

## 【納入枚数等】

### 1 納入枚数

10,000 枚

### 2 納入方法

5,000 枚ずつ 2 回に分けて、設置場所ごとに市長が指定する枚数を納入するものとする。

### 3 納入期限

(1) 1 回目 平成 22 年 6 月 29 日 (火)

(2) 2 回目 原則として 1 回目の納入の日から 6 か月後

## 【入札参加資格】

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格を満たす自らの広告を掲載しようとする企業等及び広告主を募集し掲載する広告代理店等とする。

- 1 法令等に違反していないこと。
- 2 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- 3 暴力団又は暴力団の構成員でないこと。
- 4 市税等を滞納していないこと。

## 【入札参加申し込み】

事後審査型一般競争入札に参加を希望する者は、春日井市のホームページに掲載してある事後審査型一般競争入札参加申込書（春日井市市民課手提げ袋広告掲載要領 第 1 号様式）に必要事項を記入し、持参して申し込むものとする。

### 1 受付期間

平成 22 年 2 月 16 日 (火) から 3 月 12 日 (金) まで (日曜日及び土曜日を除く。)

### 2 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

### 3 受付場所

春日井市市民生活部市民課

## 【入札】

入札日時、入札場所、入札最低価格等は、次のとおりとする。

1 日時

平成 22 年 3 月 19 日（金）午後 3 時から

2 場所

春日井市役所 7 階 701 会議室

3 入札最低価格

なし

4 注意事項

- (1) 消費税額及び地方消費税額を含む金額を入札書に記入すること。
- (2) 入札に要する費用は、申込者負担とする。なお、提出された書類は、原則として返却しないものとする。

## 【落札者の決定方法等】

- 1 入札により最高額を提示した業者を落札候補者とする。同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。
- 2 落札候補者に係る入札参加資格の審査の結果、当該入札参加資格を有すると認めるときは、その者を落札者とする。

## 【契約書作成の要否】

要

## 【入札の無効】

入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、改札後に入札参加資格の確認を行い、資格無しと認められた場合は、資格のない旨通知する。

入札参加申込をした者であっても、申込後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等入札時点において事後審査型一般競争入札参加資格のない者の行った入札は、無効とする。

## 【その他の注意事項】

1 広告代理店等が提供者となり広告主を募集する場合、広告代理店等は広告主の市民課手提げ袋広告掲載申込書（春日井市市民課手提げ袋広告掲載要領 第2号様式）をとりまとめ、市に提出するものとする。

※広告主として不適格と判断した広告主の広告は、掲載することができません。

2 手提げ袋の納入後、広告主が広告掲載資格要件に抵触することが明らかになったときなど、引き続き使用することができないと市が判断した場合は、手提げ袋の使用を中止する。この場合、残った手提げ袋を回収するとともに、差し替え等の対応については市と協議すること。

## 【問い合わせ先】

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市市民生活部市民課（電話 0568-85-6143）